令和3年4月の経営事項審査の改正に伴う 県工事発注に係る格付けの取扱い

令和3年4月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、令和3年度並びに令和4年度の三重県建設工事発注に係る格付けにおける取扱いを、下記のとおりとします。

記

- (1)令和3年4月以降の新経審導入に伴う再審査の結果を、令和3年度の 格付けには反映しません。
- (2)令和3年4月以降の新経審導入に伴う再審査の受審を、令和4年度の格付けとして義務付けはしません。(任意受審) 旧経審基準による審査結果も、令和4年度の格付けにおける有効な経 営事項審査結果とします。

令和3年度格付け:審査基準日(R1.10.1~R2.9.30) 令和4年度格付け:審査基準日(R2.10.1~R3.9.30)

なお、三重県以外の機関(国、市町等)の取扱いについては、各機関にお問い合わせください。

(参考)

経営事項審査制度改正による再審査申立

申し立て期間:令和3年4月1日から令和3年7月29日まで 経営事項審査の再審査申立については、下記までお問い合わせください。 (三重県知事許可の場合は、管轄の各建設事務所または県庁建設業課)

事務担当:県土整備部建設業課

入札制度班(格付け) 059-224-2723 建設業班(経営事項審査) 059-224-2660